

団体一括契約特約

(特約の内容)

第1条 この特約は、企業又は団体が、その構成員を被保険者として団体一括契約を締結する場合の取扱いについて定めたものである。

(共済保険金)

- 第2条 当会は、この特約が附帯される普通共済保険約款（以下「普通共済保険約款」という。）第2条第1項の共済保険金のうち第8号の物置、納屋、土蔵の全半焼見舞共済保険金及び第9号の風呂の空焚き見舞共済保険金を支払わない。
- 2 普通共済保険約款第2条第1項第1号の火災共済保険金については、次の(1)及び(2)に規定する事項を除き、普通共済保険約款第2条の規定を準用する。
- (1) 被保険者の居住する建物及び当該建物内に収容された被保険者の所有する家財のどちらに損害が発生しても、両方を共済保険の目的とする。ただし、建物及び家財の両方が損害を受けたときは、両方を合わせた損害額に対し共済保険証券記載の共済保険金額の範囲内の実損額を支払う。
- (2) 被保険者が当会との間で、普通共済保険約款に基づく別の火災共済保険契約を締結しているときは、次のア. 又はイ. の規定に従う。
- ア. 損害額が共済保険金額の合計額以内のときは、両方の契約の共済保険金額により按分して実損額を支払う。
- イ. 損害額が共済保険金額の合計額を超えるときは、両方の契約の共済保険金額の合計額を支払う。
- 3 物置、納屋、土蔵の全半焼見舞共済保険金、風呂の空焚き見舞共済保険金及び火災共済保険金を除く損害共済保険金については、被保険者の居住する建物及び当該建物内に収容された被保険者の所有する家財の両方を共済保険の目的として普通共済保険約款第2条の規定を準用して支払う。

(共済保険金の受取人)

第3条 共済保険金の受取人は被保険者とし、普通共済保険約款第5条の規定を準用する。

(共済保険金を支払わない場合)

第4条 共済保険金の支払事由が発生した場合に、共済保険契約者である企業又は団体の代表者（その代表権を有する者が複数のときは、その各人とする。以下同じ。）に故意又は重大な過失があるときは、これを共済保険契約者である企業又は団体の故意又は重大な過失とみなし、普通共済保険約款の共済保険金を支払わない場合の規定を適用する。

(共済保険契約者としての告知義務)

第5条 共済保険契約の締結の際、それぞれの申込書にその企業又は団体の代表者として記名・押印した者又はその企業若しくは団体の役職員で共済保険契約者としての企業若しくは団体の職務を代行する権限を与えられている者が行なう告知は、普通共済保険約款に定める共済保険契約者の告知とみなす。

附 則

1. この特約は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。